


富士河口湖町
第2期 地域福祉計画



令和2年3月

富士河口湖町

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の背景.....	1
2. 計画期間.....	1
3. 計画の位置づけ.....	2
4. 策定の体制.....	2
第2章 富士河口湖の地域を取り巻く現状	3
1. 人口等の現状.....	3
2. 子どもを取り巻く現状.....	6
3. 高齢者を取り巻く現状.....	8
4. 地域を取り巻く現状.....	9
5. アンケート調査結果に見る現状.....	10
第3章 計画の基本的な考え方	17
1. 基本理念.....	17
2. 基本目標.....	18
3. 施策の体系.....	19
第4章 主な取り組み方策	20
基本目標1 誰もが自立し、安心して暮らすことのできるまちづくり.....	20
基本目標2 誰もが思いやりの心をもって助け合い・支え合えるまちづくり.....	23
基本目標3 誰もが安心・安全に生活できるまちづくり.....	26
第5章 計画の推進に向けて	28
1. 計画の点検・評価.....	28
2. 推進体制.....	28

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景

急速な少子化・高齢化の進行や人口減少、また、単身世帯の増加やライフスタイルの変化等により、地域におけるつながりの希薄化が問題となっています。

国では、誰もが様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」・「受け手」という関係を越えて、地域の住民や多様な主体が役割を持ち、支え合いながら活躍できる「地域共生社会」の実現を目指し、包括的な支援体制の構築を目指すこととしています。

また、平成30年4月に施行された改正社会福祉法では、①「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備、②地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備、③多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築を通じ、包括的な支援体制を整備することを市町村の努力義務としています。

本町においても、富士河口湖町地域福祉計画を策定し、地域生活課題を明らかにし、その解決のための施策を総合的に展開してきましたが、このような社会情勢の変化等を踏まえ、富士河口湖町における地域共生社会の実現を目指し、富士河口湖町第2期地域福祉計画を策定します。

2. 計画期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

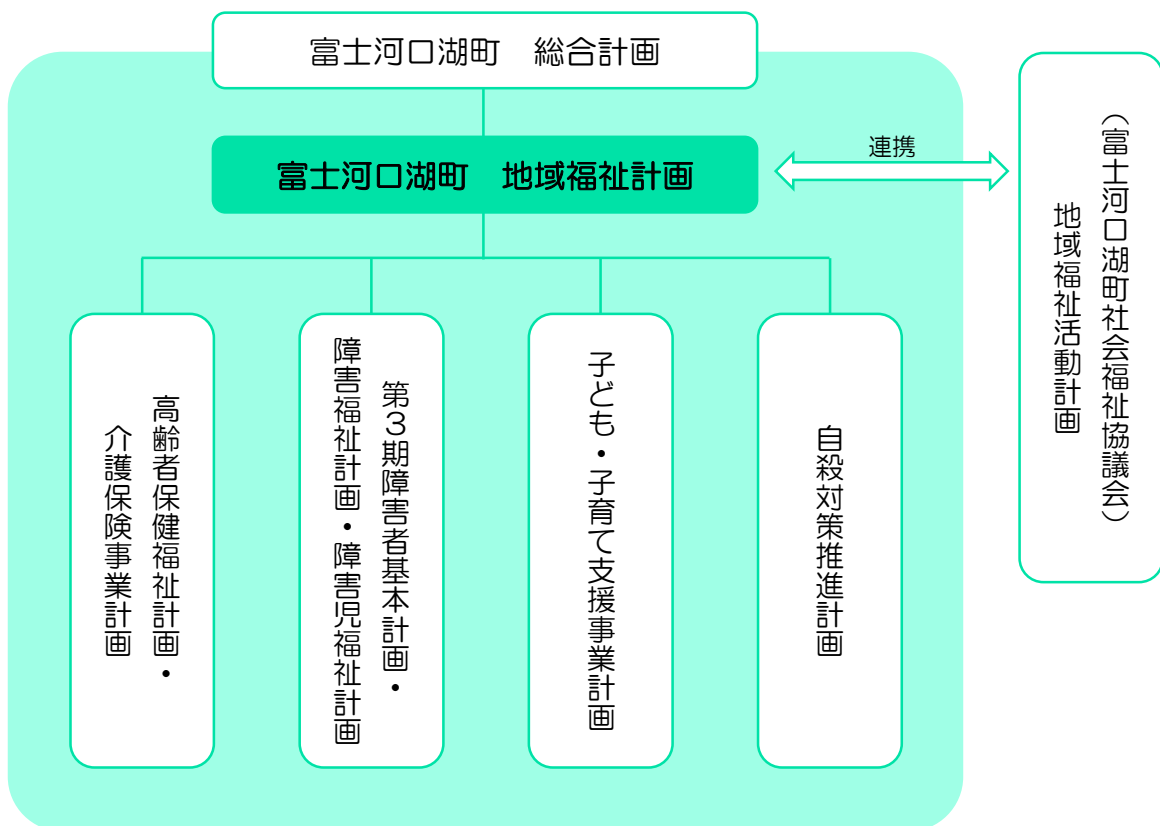
なお、本計画は令和6年度中に見直しを行い、令和7年度を初年度とする第3期計画を策定する予定ですが、本計画における施策が社会情勢の変化の中で効果的に実現するよう、計画期間中においては進捗状況を管理・検証し、必要と判断される場合には見直しを行うこととします。

令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
	富士河口湖町第2期地域福祉計画					
計画 策定						次期計画

3. 計画の位置づけ

地域福祉計画は社会福祉法第107条に規定された市町村地域福祉計画として位置づけられ、本町における地域福祉の方向性の総合的な指針となるものです。

本計画は、富士河口湖町総合計画を上位計画とし、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障害者基本計画・障害福祉計画・障害児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、自殺対策推進計画などの個別・分野別計画の地域福祉の視点、福祉を推進する上での共通する理念・方針を定めるものであり、個別・分野別計画の上位計画として位置づけられます。また、本計画は富士河口湖町社会福祉協議会の富士河口湖町地域福祉活動計画との連携を図りながら推進します。



4. 策定の体制

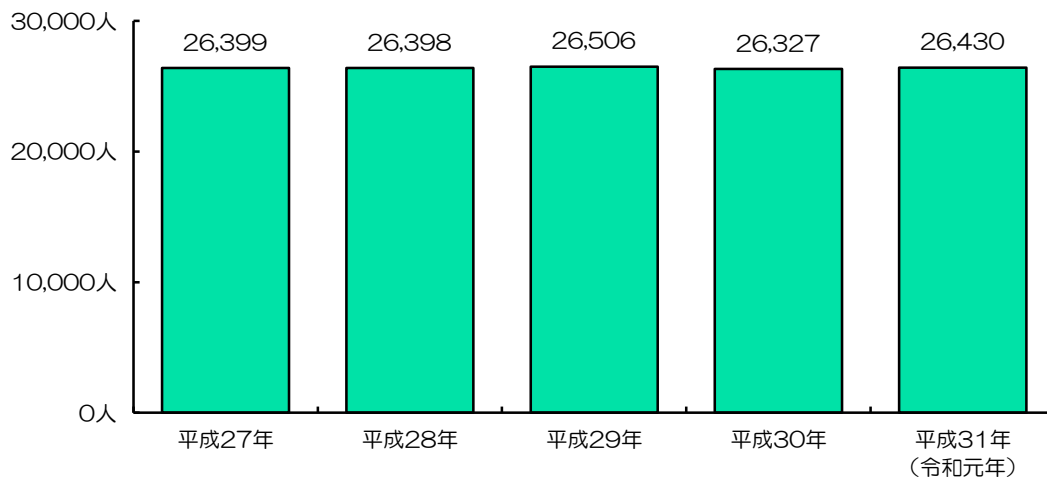
本計画の策定にあたっては、地域福祉に関する専門的な知識を有する学識経験者や地域福祉に関係する町民の代表等によって構成される地域福祉計画策定委員会で方針の検討等を実施しました。また、地域福祉に関する町民の考えや意見を把握するために平成30年度にアンケート調査を行い、広く町民の意見を計画に反映するため、令和2年●月にパブリックコメントを実施しました。

第2章 富士河口湖の地域を取り巻く現状

1. 人口等の現状

(1) 総人口の推移

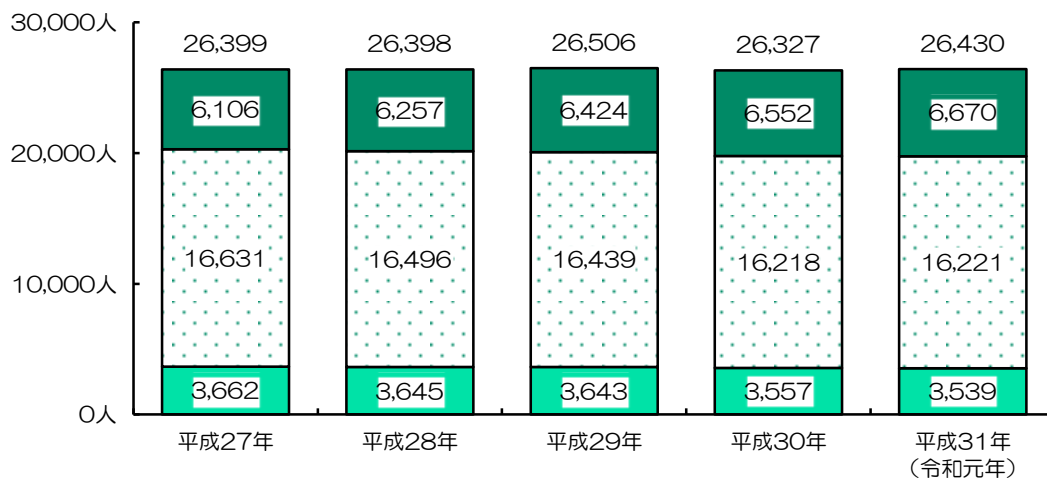
総人口は、平成27年以降横ばいで推移し、平成31年（令和元年）では26,430人となっています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 年齢3区分別人口の推移

年齢3区分別人口は、老年人口（65歳以上）が増加傾向にあります。



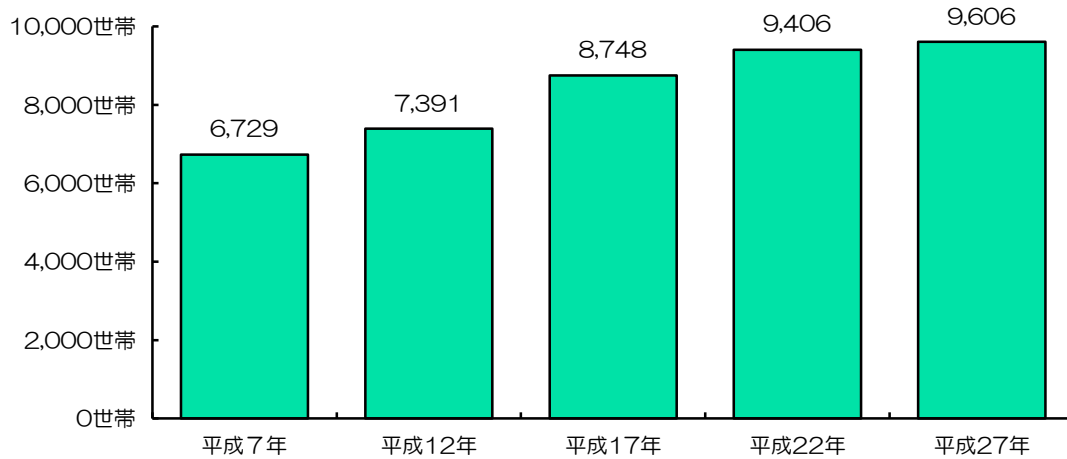
■ 年少人口（0～14歳） ■ 生産年齢人口（15～64歳） ■ 老年人口（65歳以上）

資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（各年4月1日現在）

(3) 一般世帯数等の推移

①一般世帯数の推移

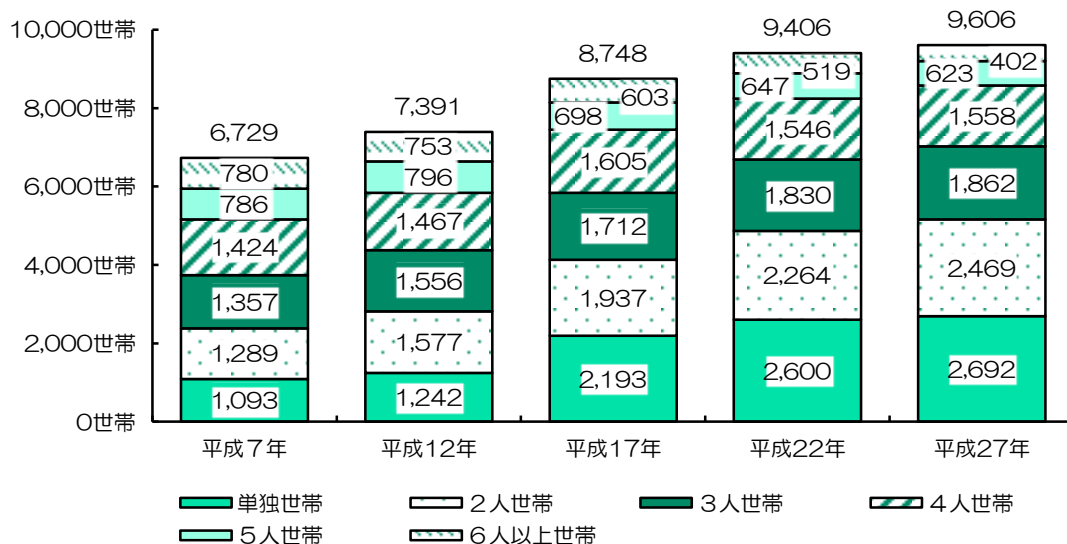
一般世帯数は、平成7年から平成27年の20年間で2,877世帯増加しています。



資料：国勢調査

②世帯構成の推移

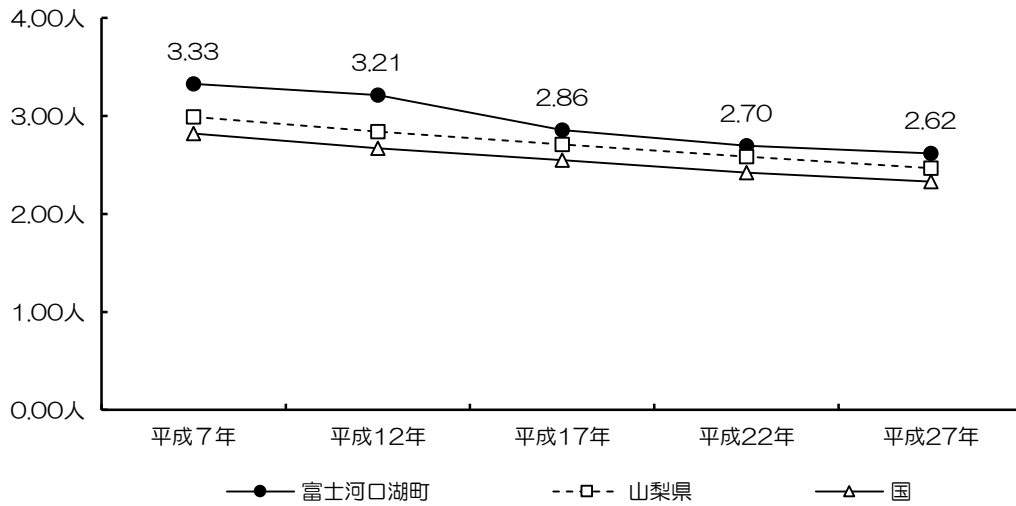
世帯構成は、単独世帯が平成7年から平成27年の20年間で1,599世帯増加しています。また、2人世帯、3人世帯、4人世帯も20年間で増加していますが、一方で5人世帯、6人以上世帯は減少しています。



資料：国勢調査

③ 1世帯あたりの人員の推移

1世帯あたりの人員は、国・山梨県と比べて多くなっていますが、平成7年以降減少しており、平成27年には2.62人となっています。



(単位：人)

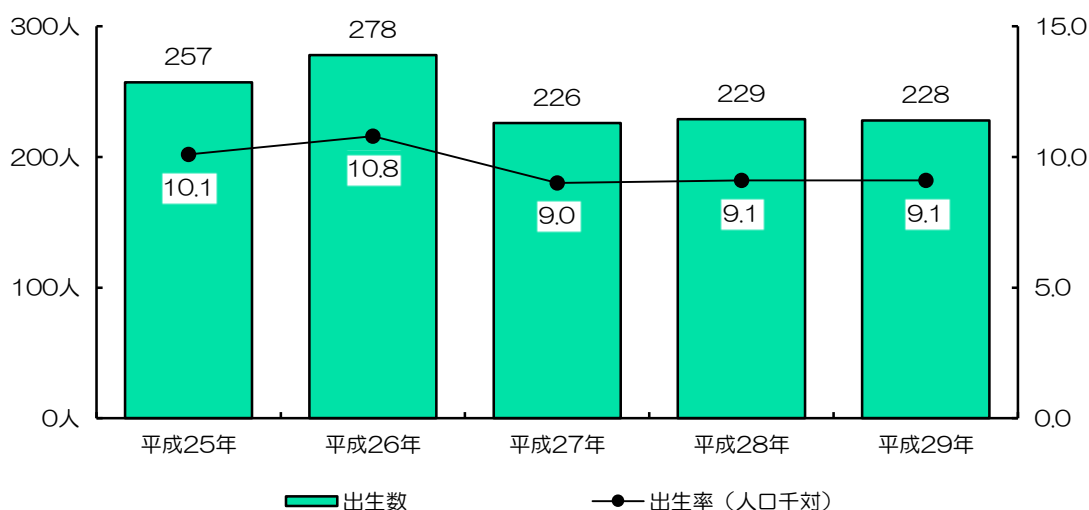
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
富士河口湖町	3.33	3.21	2.86	2.70	2.62
山梨県	2.99	2.84	2.71	2.58	2.47
国	2.82	2.67	2.55	2.42	2.33

資料：国勢調査

2. 子どもを取り巻く現状

(1) 出生数と出生率の推移

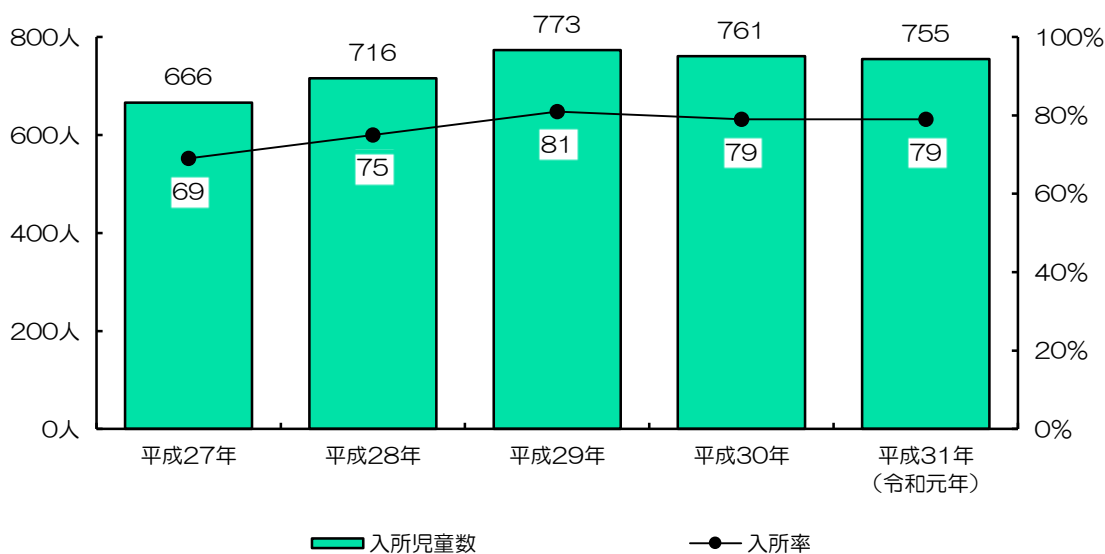
出生数と出生率は、いずれも平成27年以降はほぼ横ばいで推移し、平成29年は出生数が228人、出生率が9.1となっています。



資料：人口動態統計

(2) 保育所の入所状況の推移

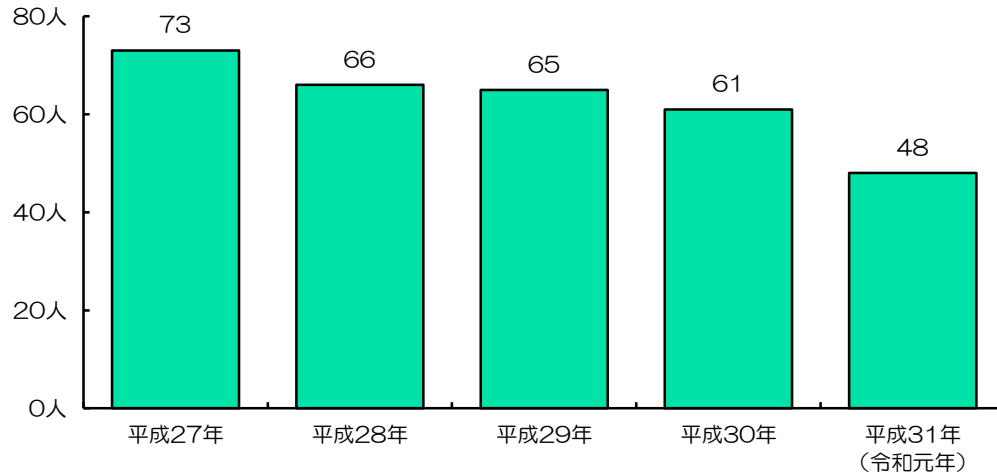
保育所の入所状況は、平成31年（令和元年）の入所児童数が755人となっており、平成27年と比べて89人増加しています。入所率は、概ね80%前後で推移しています。



資料：子育て支援課（各年4月1日現在）

(3) 幼稚園の入園状況の推移

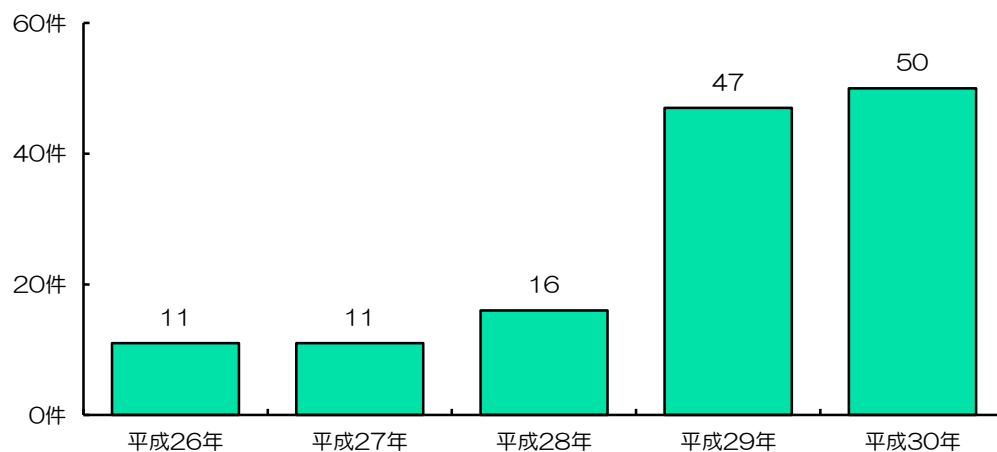
幼稚園の入園状況は、平成27年以降減少傾向にあり、平成31年（令和元年）は48人となっています。



資料：子育て支援課（各年5月1日現在）

(4) 児童虐待相談件数の推移

児童虐待相談件数は、過去5年間をみると、平成29年と平成30年で多くなっています。

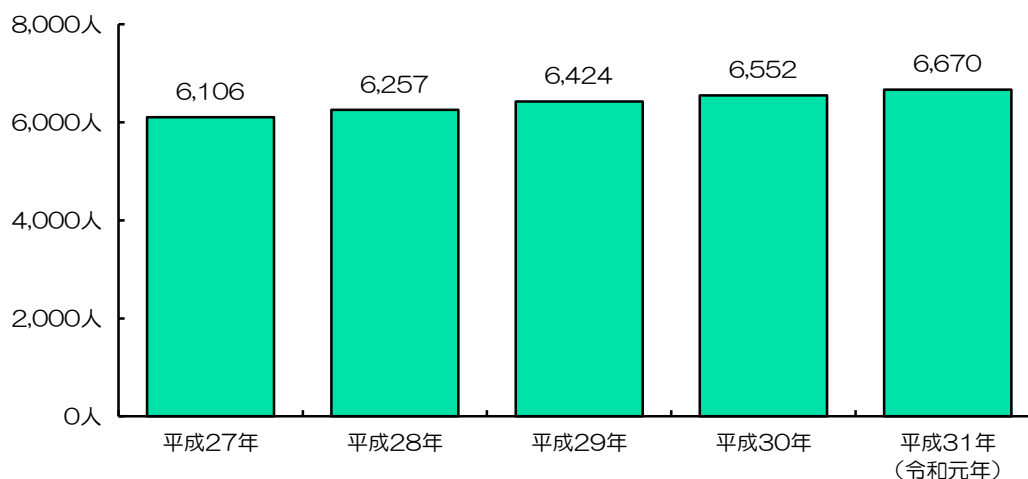


資料：子育て支援課

3. 高齢者を取り巻く現状

(1) 高齢者人口の推移

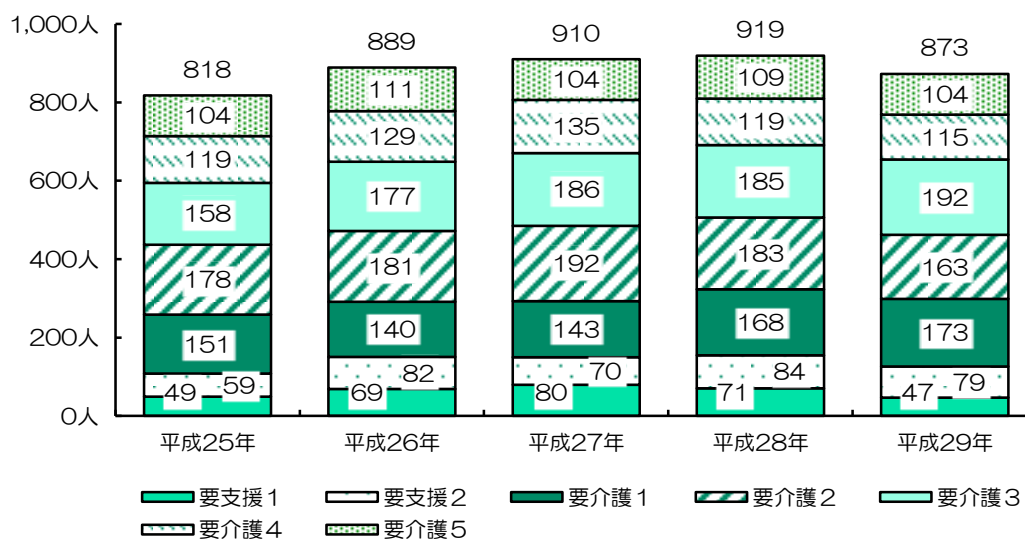
高齢者人口は、平成27年から平成31年（令和元年）の5年間で564人増加しています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 要介護認定者の推移

要介護認定者は、平成25年から平成29年の5年間で55人増加しており、要支援が18人、要介護が37人の増加となっています。

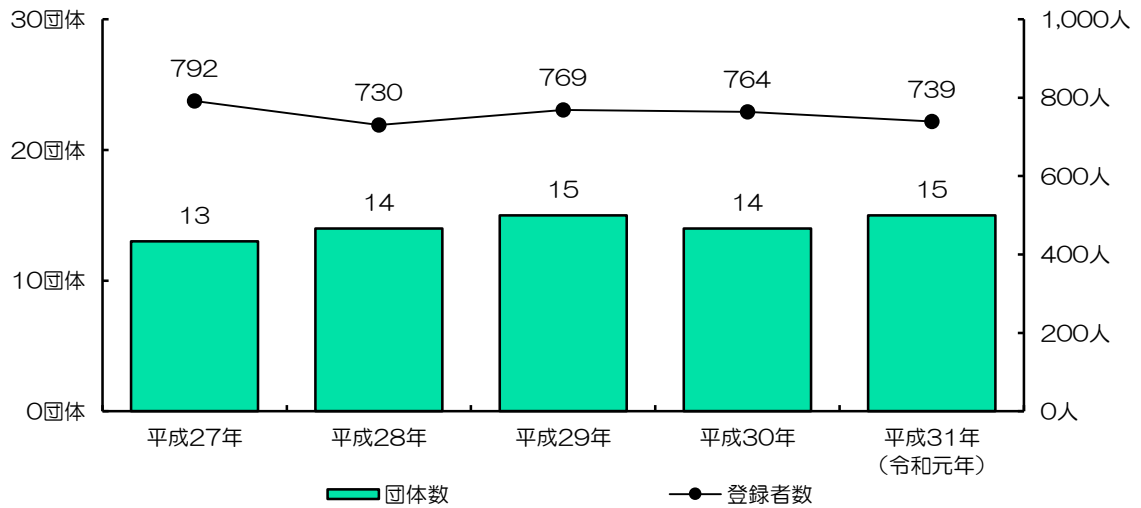


資料：介護保険事業状況報告（各年年報）

4. 地域を取り巻く現状

(1) ボランティア団体数とボランティア登録者数の推移

ボランティア団体数は、平成27年以降横ばいとなっています。ボランティア登録者数は、平成27年以降、減少傾向にあり、平成31年（令和元年）は739人となっています。



資料：富士河口湖町社会福祉協議会

5. アンケート調査結果に見る現状

(1) 調査概要

①調査目的

平成23年3月に策定した地域福祉計画の改定にあたり、計画策定の基礎資料とするために実施しました。

②調査設計

調査対象：富士河口湖町に在住する18歳以上の方

調査方法：郵送配布・郵送回収

抽出方法：無作為抽出

調査期間：平成30年10月15日（月）～平成30年10月31日（水）

③回収結果

発送数：2,000票

回収数：1,091票

有効回収数：1,089票

有効回収率：54.5%

④調査結果を見る際の注意点

(1) nは各設問の回答者数（回答者母数）を示します。

(2) 比率はすべて百分率で表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しています。

そのため、百分率の合計が100%にならないことがあります。

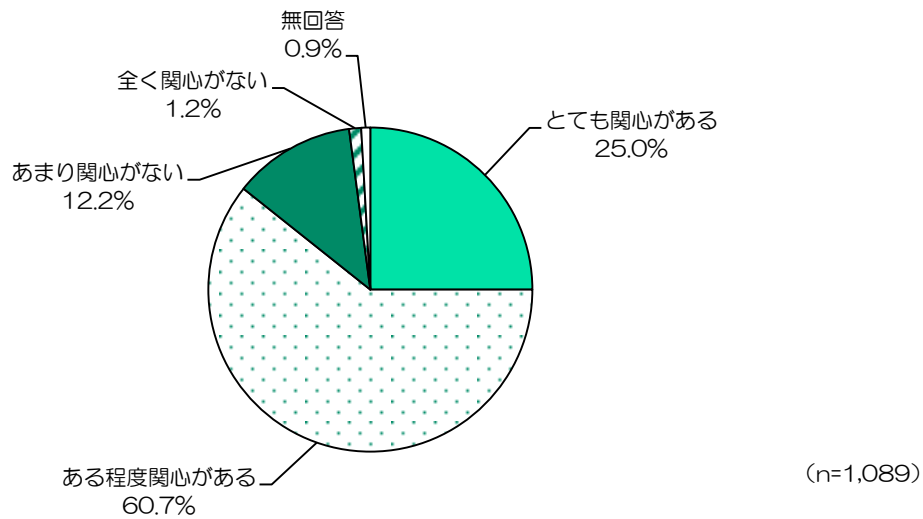
(3) 複数回答可能な設問の場合、回答比率の合計が100%を超える場合があります。

(2) 調査結果

①「福祉」への関心の程度

問 あなたは、「福祉」に関心がありますか。

(1つだけに○)

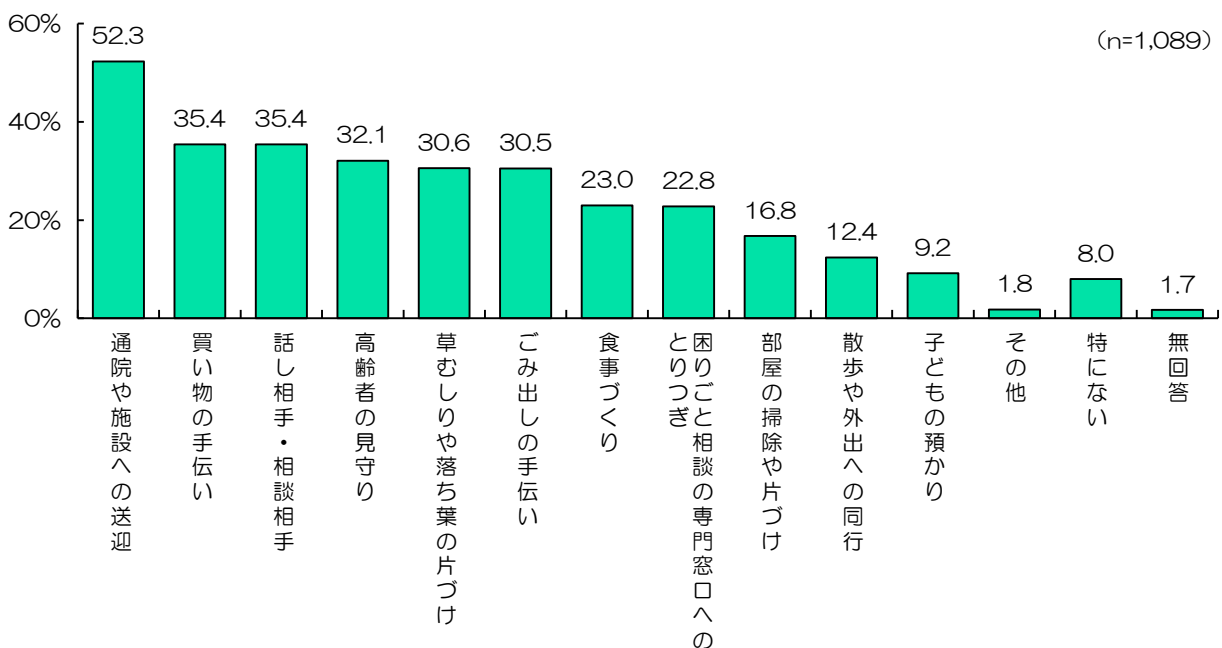


「とても関心がある」が25.0%、「ある程度関心がある」が60.7%、「あまり関心がない」が12.2%、「全く関心がない」が1.2%となっています。

②日常生活が不自由となったときに地域の人にしてもらいたいこと

問 あなたやあなたの家族が高齢になったり、病気や事故などで日常生活が不自由となったとき、地域の人にしてもらいたいことはありますか。

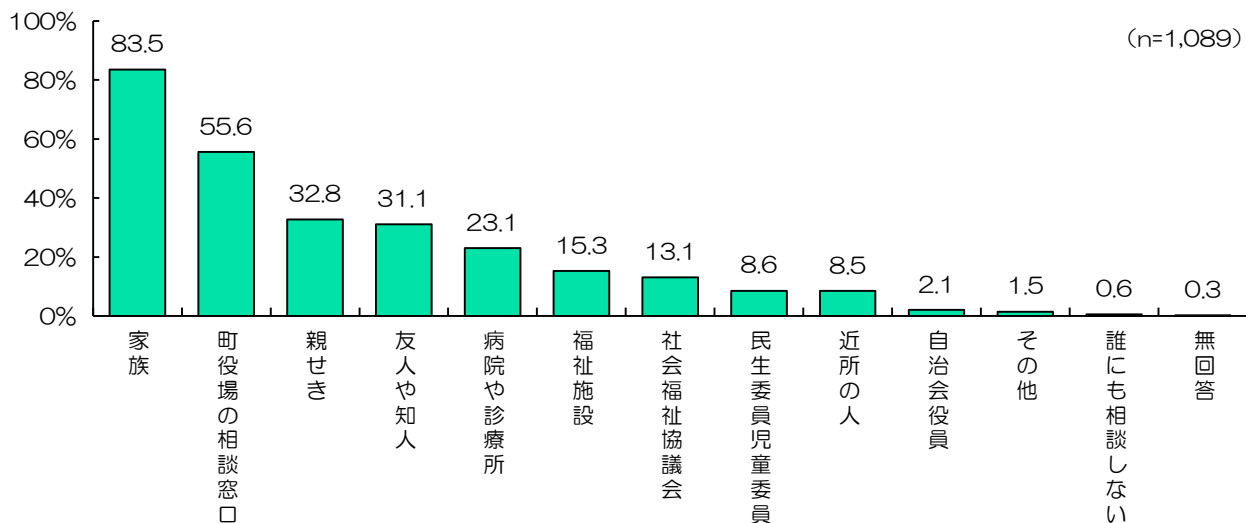
(あてはまるものすべてに○)



「通院や施設への送迎」が52.3%と最も多く、次いで「買い物の手伝い」と「話し相手・相談相手」が35.4%、「高齢者の見守り」が32.1%などとなっています。

③生活上で困ったときの相談先

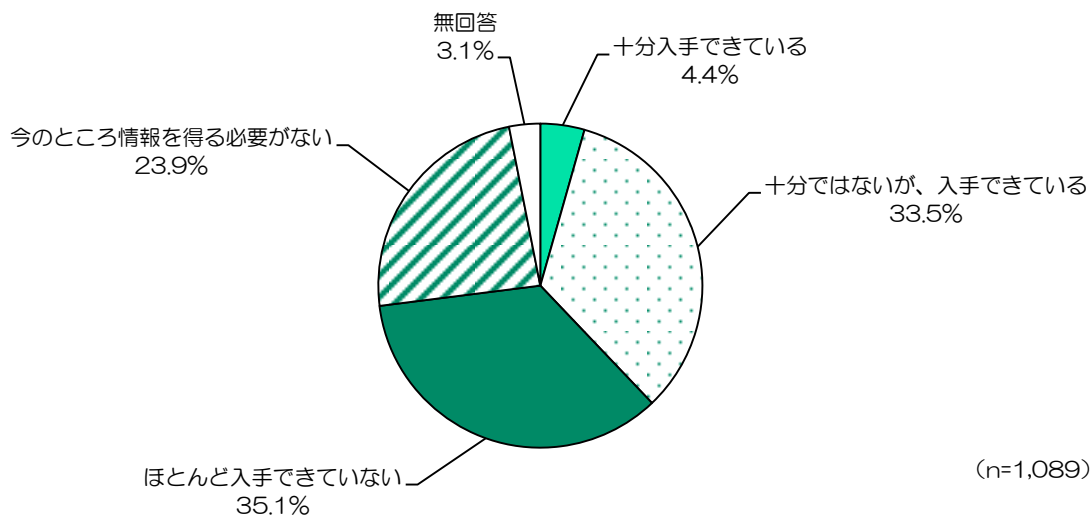
問 あなたが生活上で困ったり、福祉サービスが必要になったりしたとき、誰（どこ）に相談しますか。（あてはまるものすべてに○）



「家族」が83.5%と最も多く、次いで「町役場の相談窓口」が55.6%、「親せき」が32.8%などとなっています。

④福祉サービスに関する情報の入手の程度

問 あなたは、福祉サービスに関する情報を十分に入手できていますか。（1つだけに○）



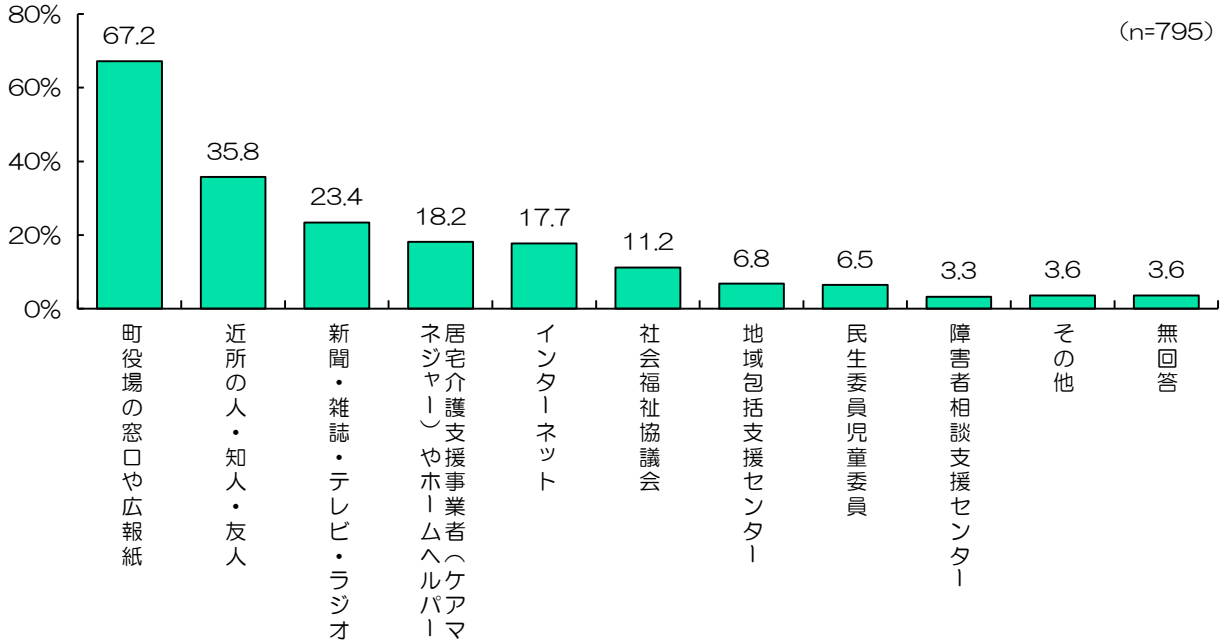
「十分入手できている」が4.4%、「十分ではないが、入手できている」が33.5%、「ほとんど入手できていない」が35.1%、「今のところ情報を得る必要がない」が23.9%となっています。

⑤福祉サービスに関する情報の入手先

前問で「1 十分入手できている」「2 十分ではないが、入手できている」「3 ほとんど入手できていない」と回答した方にお聞きします。

問 福祉サービスに関する情報の入手先は何（どこ）ですか。

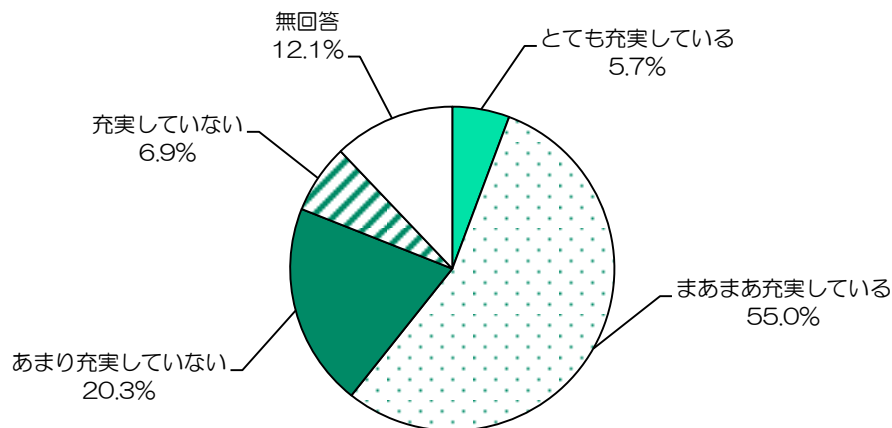
（あてはまるものすべてに○）



「町役場の窓口や広報紙」が67.2%と最も多く、次いで「近所の人・知人・友人」が35.8%、「新聞・雑誌・テレビ・ラジオ」が23.4%などとなっています。

⑥富士河口湖町の保健福祉施策の充実度

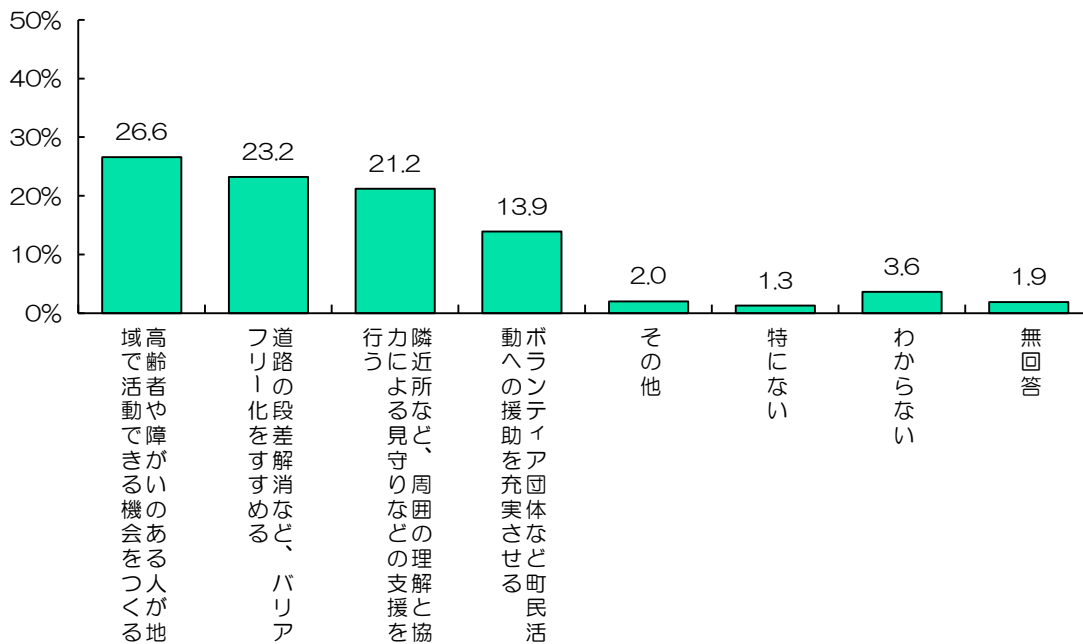
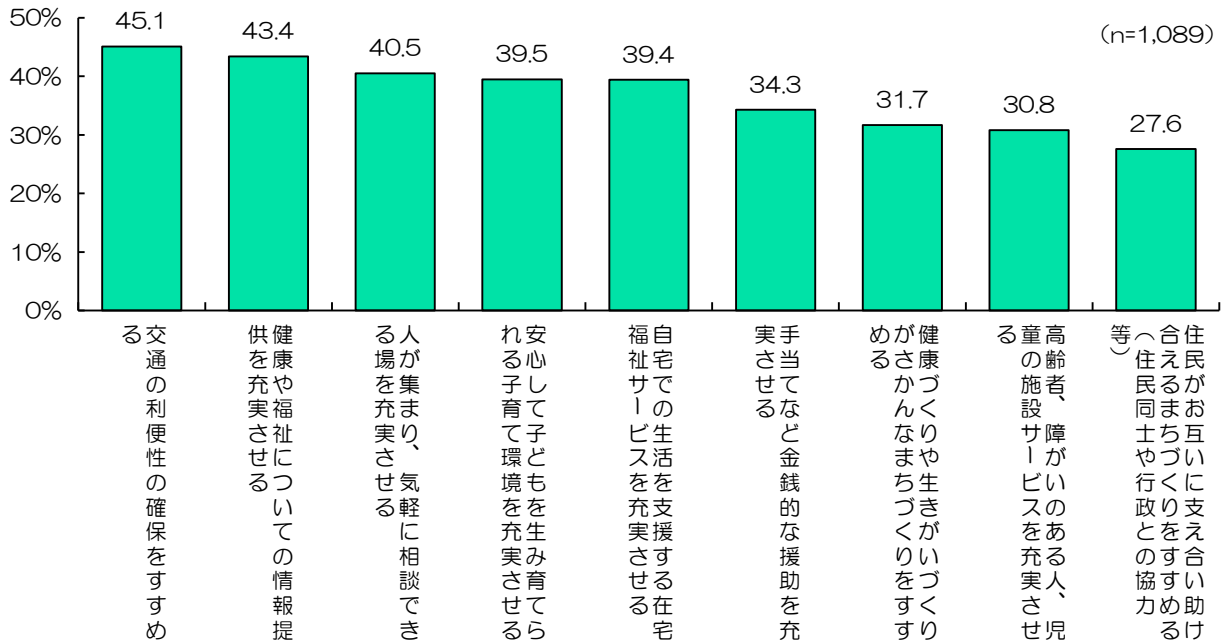
問 あなたは、富士河口湖町の保健福祉施策（サービス）が充実していると思いますか。
（1つだけに○）



「とても充実している」が5.7%、「まあまあ充実している」が55.0%、「あまり充実していない」が20.3%、「充実していない」が6.9%となっています。

⑦富士河口湖町の保健福祉施策を充実させるために重要なこと

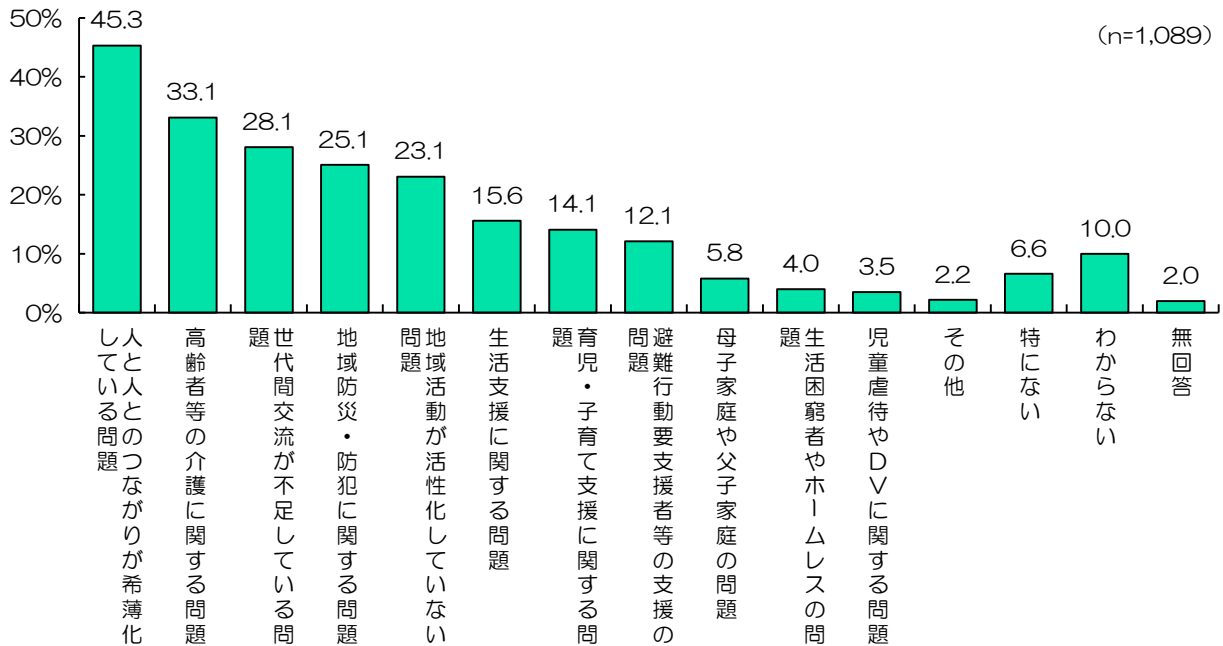
問 富士河口湖町の保健福祉施策（サービス）をより充実していくために、あなたはどのようなことが重要だと思いますか。（あてはまるものすべてに○）



「交通の利便性の確保をすすめる」が45.1%と最も多く、次いで「健康や福祉についての情報提供を充実させる」が43.4%、「人が集まり、気軽に相談できる場を充実させる」が40.5%などとなっています。

⑧安心して生活していく上での問題

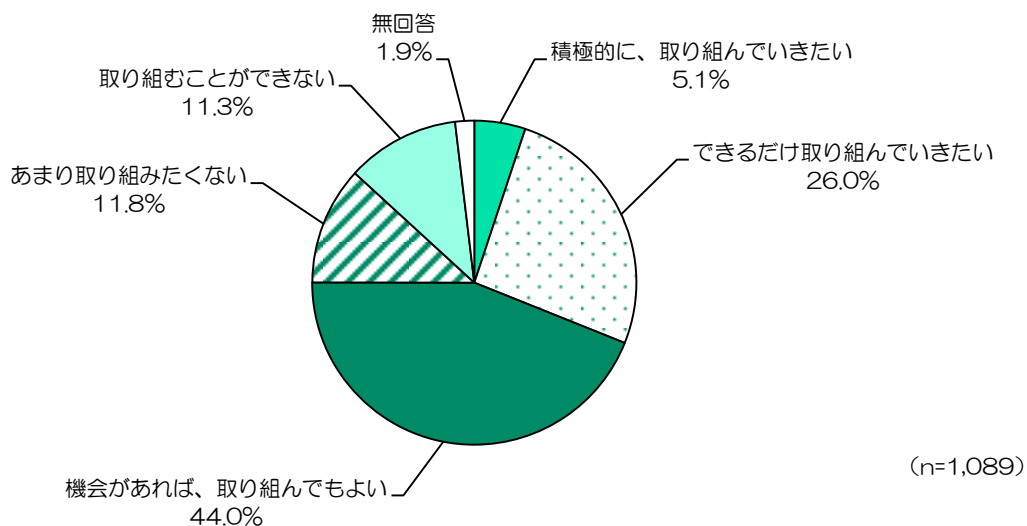
問 現在、あなたがお住まいの地域やその周辺では、安心して生活していく上で、どのような問題や課題があると感じていますか。（あてはまるものすべてに○）



「人とのつながりが希薄化している問題」が45.3%と最も多く、次いで「高齢者等の介護に関する問題」が33.1%、「世代間交流が不足している問題」が28.1%などとなっています。

⑨地域活動への取組意向

問 あなたは、今後、地域活動に取り組みたいと思いますか。（1つだけに○）

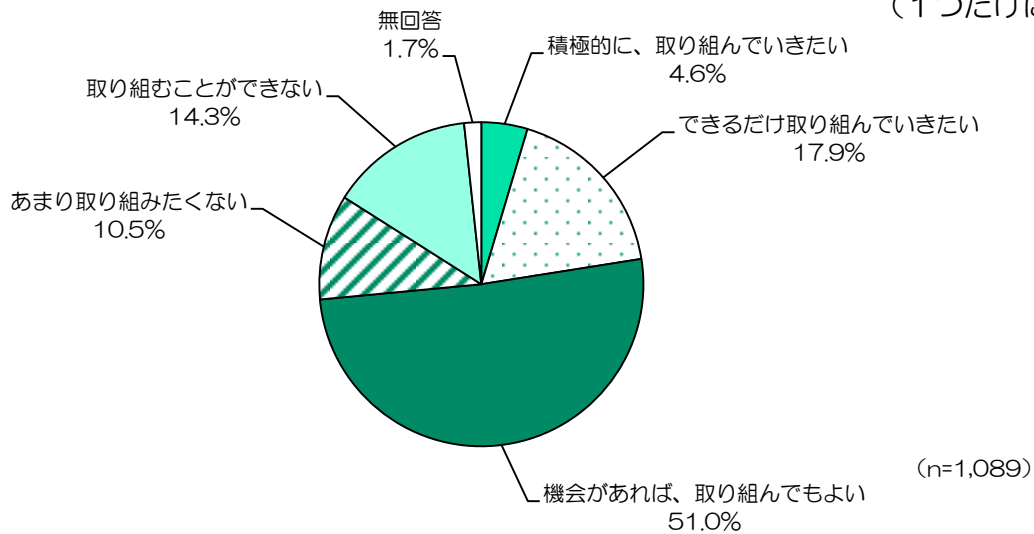


「機会があれば、取り組んでもよい」が44.0%と最も多く、次いで「できるだけ取り組んでいきたい」が26.0%、「あまり取り組みたくない」が11.8%などとなっています。

⑩ ボランティア活動への取組意向

問 あなたは、今後、ボランティア活動に取り組みたいと思いますか。

(1つだけに○)

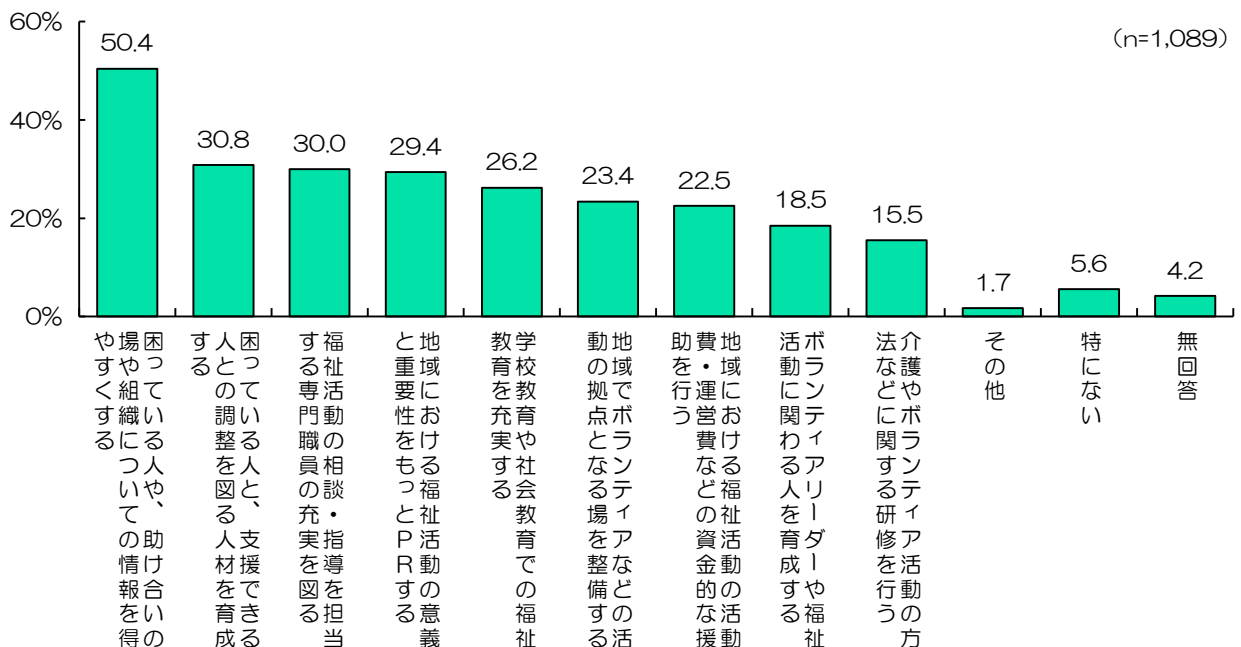


「機会があれば、取り組んでもよい」が51.0%と最も多く、次いで「できるだけ取り組んでいきたい」が17.9%、「取り組むことができない」が14.3%などとなっています。

⑪ 地域における助け合い、支え合い活動を活発にするために重要なこと

問 地域における助け合い、支え合い活動を活発にするために、あなたはどのようなことが重要だと思いますか。

(あてはまるものすべてに○)



「困っている人や、助け合いの場や組織についての情報を得やすくする」が50.4%と最も多く、次いで「困っている人と、支援できる人との調整を図る人材を育成する」が30.8%、「福祉活動の相談・指導を担当する専門職員の充実を図る」が30.0%などとなっています。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本町では、主体的な地域づくりへの参画を通して、一人ひとりが個人として自立しながらも、ともに地域で生きていくために、地域のふれあい、支え合い、思いやりなどを育んでいくことを目的に「つなげよう！地域でつくる 一人の^{しあわせ}幸福 みんなの^{しあわせ}幸福」を基本理念として、富士河地域福祉に関する施策を推進してきました。この考えは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」・「受け手」という関係を越えて、地域の住民や多様な主体が役割を持ち、支え合いながら活躍できる地域共生社会の実現を目指すという国の考えに通じるものです。

以上のような考えから、富士河口湖町第2期地域福祉計画においてもこれまでの理念を踏襲し、以下の基本理念のもと、地域福祉に関する施策を推進していきます。

つなげよう！

地域でつくる 一人の^{しあわせ}幸福 みんなの^{しあわせ}幸福

2. 基本目標

基本理念を実現するために、本計画においては以下の3つを基本目標とし、施策を推進していきます。

基本目標1：誰もが自立し、安心して暮らすことのできるまちづくり

誰もが様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らすことのできる社会を実現するためには、充実した福祉サービスを提供できる体制の整備や福祉サービスを必要な時に利用しやすい環境を充実させることが重要です。

そのためには、行政サービスの更なる充実を図るとともに、気軽に相談できる環境やサービスに関する情報提供体制を充実させることが必要となります。

福祉に関するサービスの充実を図るとともに、サービスを利用しやすい環境の整備を図ることで、誰もが自立し、安心して暮らすことのできるまちづくりを推進します。

基本目標2：誰もが思いやりの心をもって助け合い・支え合えるまちづくり

福祉ニーズが多様化する中、地域共生社会を実現するためには、個人の自立とともに、地域でお互いに助け合い、支え合う環境を構築することが重要です。

そのためには、地域住民が地域のつながりを大切にし、様々な活動を通じて交流を深め、地域が主体となって地域課題の解決に取り組むことができるような環境を整備していくための支援を展開することが必要です。

地域福祉に関する意識の醸成や地域で支え合う体制づくりを通じて、誰もが思いやりの心をもって助け合い・支え合えるまちづくりを推進します。

基本目標3：誰もが安心・安全に生活できるまちづくり

地域で誰もが自分らしく生活していくためには、安心・安全に生活できる環境が整備されていることが必要です。

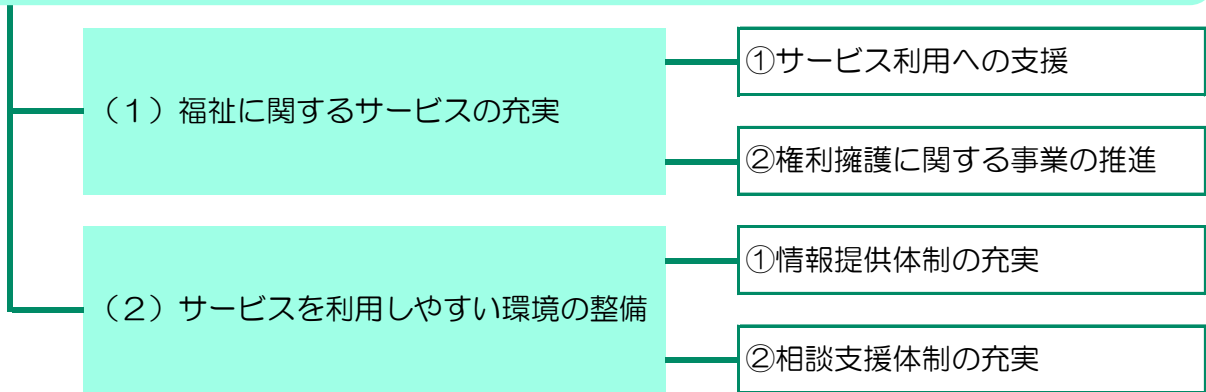
そのためには、外出や移動しやすいまちづくりの推進だけではなく、災害等の緊急時における対応や犯罪に巻き込まれにくい環境を整備していくことが必要です。

暮らしやすい環境整備と安心・安全に生活できる環境整備を通じて、誰もが安心・安全に生活できるまちづくりを推進します。

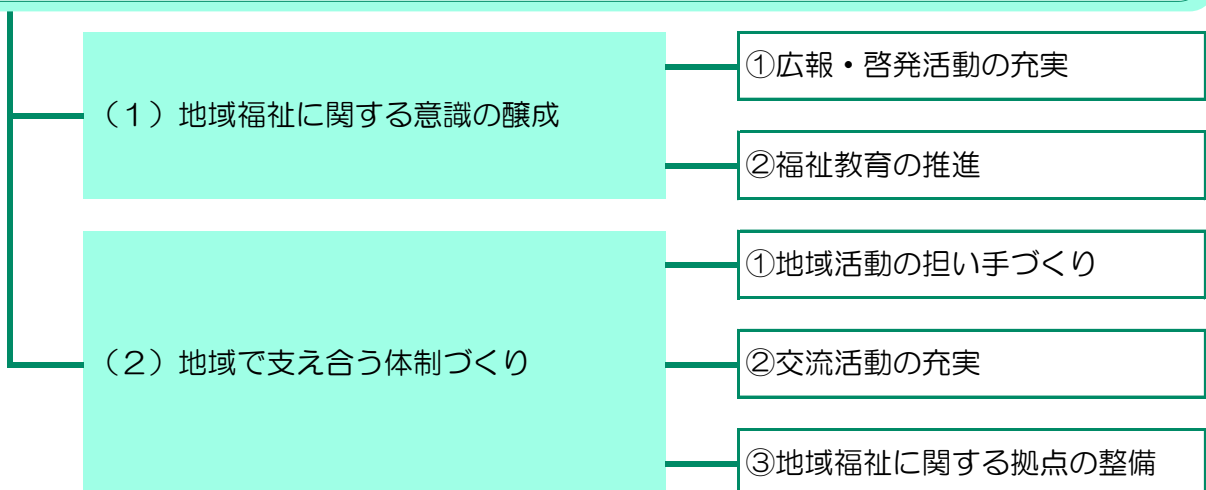
3. 施策の体系

本計画では、基本理念および基本目標達成のため、以下の体系で施策を展開していきます。

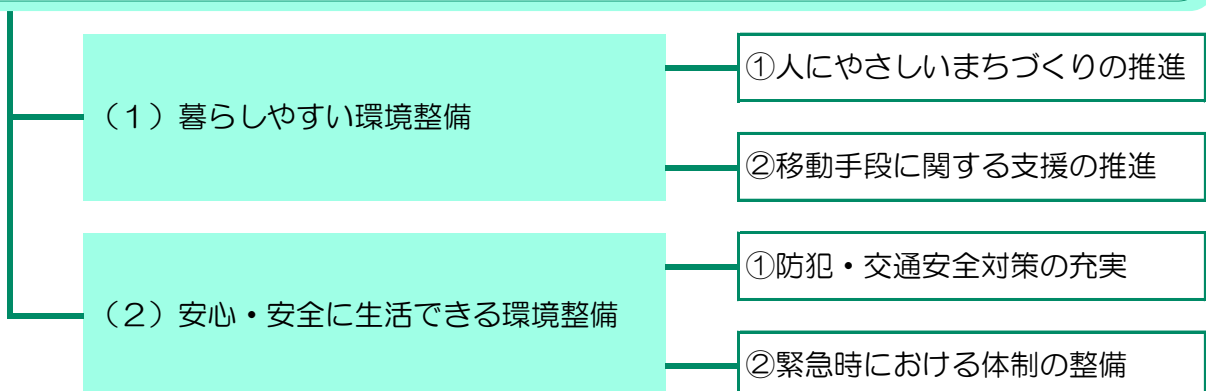
基本目標 1 誰もが自立し、安心して暮らすことのできるまちづくり



基本目標 2 誰もが思いやりの心をもって助け合い・支え合えるまちづくり



基本目標 3 誰もが安心・安全に生活できるまちづくり



第4章 主な取り組み方策

基本目標 1 誰もが自立し、安心して暮らすことのできるまちづくり

(1) 福祉に関するサービスの充実

誰もが自立し、安心して暮らすことのできるまちを実現するためには、高齢者、障害のある人、子ども等の様々な福祉に関するサービスを充実させる必要があります。

アンケート調査の「富士河口湖町の保健福祉施策の充実度」では、「とても充実している」と「まあまあ充実している」と答えた人は60.7%と約6割となっていますが、更なる保健福祉施策の充実が必要です。

サービス利用への支援、権利擁護に関する事業の推進を通じて、福祉に関するサービスの充実を図ります。

①サービス利用への支援

施策	概要
福祉サービスの充実	地域住民が安心して生活できるよう、高齢者福祉、障害者・障害児福祉、子育て支援等の各種福祉施策の充実を図ります。また、関係各課と連携し、分野を横断した支援体制を整備し、住民ニーズに沿った支援を行います。
福祉サービスの質の向上	サービス利用者が自らサービスを選択できるように、事業者の情報開示を積極的に進めるとともに、客観的な情報提供としての第三者評価制度の普及促進を図ります。また、住民の福祉ニーズを図るために、各種調査を行い、サービスの質の向上につなげます。
福祉ニーズの把握	アンケート調査や相談事業等を通じて、住民の福祉ニーズを把握します。
福祉事業者への支援の充実	地域の福祉事業者との連携強化を図り、情報提供等を行うことで、福祉事業者を支援します。また、情報交換等を通じ、必要な支援を検討していきます。
関係各課、関係機関との連携	生活困窮や住居、就労等の各分野横断的に支援が必要な人に対して支援ができるよう、庁内関係各課の連携を強化します。また、社会福祉協議会をはじめとする関係機関と連携し、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制を構築します。

②権利擁護に関する事業の推進

施策	概要
成年後見制度の普及	成年後見制度の周知・普及を図るとともに、本人の状況に応じた有効な活用がなされるよう地域包括支援センターや社会福祉協議会などと連携しながら事業を推進します。
虐待の防止	関係機関と連携しながら虐待防止に関するネットワークを整備し、高齢者や子どもの虐待を未然に防止するとともに、早期発見・早期支援が可能な虐待防止対策を推進します。

(2) サービスを利用しやすい環境の整備

福祉サービスを充実させるだけでなく、福祉サービスを誰もが利用しやすい環境を整備していくことが必要です。そのためには、サービスに関する情報提供を充実させるとともに、相談支援体制等のサービスにつなげる体制を整備していくことが必要です。

アンケート調査の「福祉サービスに関する情報の入手の程度」では、「十分入手できている」と答えた割合は4.4%となっています。また、「富士河口湖町の保健福祉施策を充実させるために重要なこと」では「健康や福祉についての情報提供を充実させる」が43.4%と2番目に高くなっています。

情報提供体制を充実させるとともに、相談支援体制を充実させることで、サービスを利用しやすい環境を整備していきます。

①情報提供体制の充実

施策	概要
情報提供の充実	広報やホームページ、パンフレット等の多様な情報媒体を活用し、福祉サービスや制度についての情報提供を充実させます。また、保健・医療・福祉に関する関係機関と連携し、必要なサービスに関する情報がどこでも入手できる情報提供体制を整備します。
個人情報保護のための対策	情報提供にあたっては、富士河口湖町個人情報保護条例に基づき、情報を適切に取り扱います。

②相談支援体制の充実

施策	概要
相談支援体制の整備	相談員の専門性の向上や専門機関との連携等を通じ、相談支援体制の充実を図ります。また、庁内関係各課と連携し、分野を横断した支援体制の構築や住民の利便性を高める相談体制を整備していきます。更に、相談事業を通じて、ひきこもりやサービス利用拒否等の制度の狭間に関する課題を把握し、適切な支援へつなげます。
民生委員・児童委員、障害者相談員、精神保健福祉相談員との連携	地域における身近な相談機関である民生委員・児童委員、障害者相談員、精神保健福祉相談員などと情報交換等を通じて連携を強化するとともに、活動を支援します。
苦情解決のための体制づくり	サービス利用者の権利を守るために、関係各課が連携してサービス利用に関する相談や苦情を受け付け、支援する体制を充実させます。

基本目標2 誰もが思いやりの心をもって助け合い・支え合えるまちづくり

(1) 地域福祉に関する意識の醸成

地域でお互いに助け合い・支え合う環境を整備するためには、地域福祉に関する意識を高め、様々な交流機会を通じ、地域におけるつながりを深めていくことが必要です。

アンケート調査の「安心して生活していく上での問題」では、「人と人とのつながりが希薄化している問題」が45.3%と最も多くなっており、地域におけるつながりの希薄化が課題となっていることがわかります。

広報・啓発活動の充実と福祉教育を推進することで、地域福祉に関する意識の醸成を図ります。

① 広報・啓発活動の充実

施策	概要
福祉情報の積極的な提供	福祉や地域づくりに関する情報をケーブルテレビや広報、ホームページ等を通じて提供します。また、福祉についての理解を促進するために、わかりやすい情報提供の方法についても検討します。
町民参画の意識啓発	町における事業の計画、実施、評価に町民が参画できる体制を整備するとともに、協働のまちづくりに関する啓発を行います。

② 福祉教育の推進

施策	概要
学校における福祉教育の推進	学校と連携し、人権尊重に関する授業や福祉講演会等を実施し、福祉に関して学ぶことができる機会を充実させます。
地域における福祉教育の推進	地域における福祉講演会や福祉に関する生涯学習事業の実施、福祉ワークショップ等の参加型学習機会の検討等を通じて、誰もが主体的に福祉について学べる場を整備します。

(2) 地域で支え合う体制づくり

地域で悩みや問題を抱える住民を支援する地域活動の担い手となる住民やボランティアを増加させることは、地域福祉の実現に必要不可欠です。また、地域で交流を促進し、地域におけるつながりを深めるとともに、地域福祉に関する活動拠点や交流の場を整備していくことも重要です。

アンケート調査の「地域活動への取組意向」では、「積極的に、取り組んでいきたい」「できるだけ取り組んでいきたい」「機会があれば、取り組んでもよい」と答えた割合は、75.1%となっており、「ボランティア活動への取組意向」では「積極的に、取り組んでいきたい」「できるだけ取り組んでいきたい」「機会があれば、取り組んでもよい」と答えた割合は、73.5%となっており、約7割の人が地域活動やボランティアに取り組む意向があることがわかります。

地域活動の担い手づくり、交流活動の充実、地域福祉に関する拠点の整備の推進を通じて、地域で支え合う体制づくりを推進します。

①地域活動の担い手づくり

施策	概要
人材の育成	社会福祉協議会やボランティア団体等と連携し、地域活動の担い手となる人材育成を支援します。また、ボランティアや地域活動を行いたい人材の確保に努めます。
ボランティア等への支援の充実	地域のボランティア活動を担う人材や団体等に、福祉サービスに関する情報提供等を通じて支援を行います。また、町内で活動しているボランティア団体等の各種団体の交流活動を支援し、多様化した問題解決を図る協力・連携体制の構築に努めます。
ボランティア活動の普及・啓発	社会福祉協議会等と連携し、広報やホームページ等を通じて、町内のボランティア活動の情報を町民に対して提供することで、ボランティア活動の普及・啓発を図ります。

②交流活動の充実

施策	概要
地域住民の交流促進	様々な機会を通して声かけやあいさつ、見守り等の重要性について啓発を行うとともに、地域における様々なイベントの開催や、地域住民が主体的に運営する地域サロンなどの地域活動を支援します。
世代間交流の促進	高齢者や障害のある人にとって生きがいづくりに、子どもにとっては社会性や協調性を養うことを目的に、年齢や障害の有無に関係なく、様々な地域住民が交流できる機会を充実させます。
地域行事の活用による交流の促進	運動会や祭り、イベント等の地域行事の開催を通じ、地域での交流を促進します。

③地域福祉に関する拠点の整備

施策	概要
地域施設の利用促進	地域活動の拠点や交流、支え合い活動の場として、福祉に関する施設や地域の様々な資源を活用します。
空き施設の有効活用	地域課題の解決に向け、地域にある様々な空き施設の有効な活用方法を検討します。

基本目標3 誰もが安心・安全に生活できるまちづくり

(1) 暮らしやすい環境整備

年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが社会参加できる環境をハード面とソフト面の両方から整備していくことが必要です。また、気軽に外出できるよう、移動手段に関する支援も重要です。

アンケート調査の「富士河口湖町の保健福祉施策を充実させるために重要なこと」では、「交通の利便性の確保をすすめる」が45.1%と最も多くなっています。

人にやさしいまちづくりの推進と移動手段に関する支援の推進を通じて、暮らしやすい環境を整備していきます。

①人にやさしいまちづくりの推進

施策	概要
ユニバーサルデザインの推進	高齢者や障害のある人に配慮したバリアフリー化をはじめ、すべての人が安全で快適に利用できるユニバーサルデザインによるまちづくりを推進します。
心のバリアフリーの浸透	障害のある人や高齢者等に対する正しい理解や思いやりの心を育む心のバリアフリー化を推進します。
社会参加の促進	一人暮らし高齢者や障害のある人、子育て世帯等の孤立しやすい人が地域活動や就労等の社会参加ができるように支援します。

②移動手段に関する支援の推進

施策	概要
公共交通機関の充実	バスの運行コースやダイヤ編成等の運行内容についてバス事業者と協議するとともに、路線バスの運行区域以外の対策について検討を進めるなど、公共交通機関の充実に努めます。
移動支援サービスの周知	各福祉計画における移動が困難な人を対象とした移動支援サービスを周知します。

(2) 安心・安全に生活できる環境整備

振り込め詐欺等の高齢者を狙う犯罪の増加や、地震や台風等の大規模災害が生じており、防犯対策を推進するとともに、災害時における被害を最小限にとどめるための体制を整えることが必要です。特に高齢者や障害のある人等の災害時に自力での避難が難しい人への支援を充実させることが重要です。

防犯対策の充実、緊急時における体制の整備を通じて、安心・安全に生活できる環境整備を推進します。

①防犯・交通安全対策の充実

施策	概要
防犯に関する情報提供の充実	町内の犯罪に関する情報を地域住民に伝える情報提供体制を充実させます。
地域の防犯体制の充実	高齢者等を狙う悪質商法や子どもを巻き込む事件等を防ぐため、啓発や相談活動の充実に努めるとともに、関係機関との連携を強化し、事案発生時の対応強化を図ります。また、防犯に関するイベントを開催し、地域の防犯意識を高めます。
交通安全対策の充実	交通安全教室の開催や交通安全関係団体の活動の支援、交通安全に関する啓発活動を実施することで、地域における交通安全対策を充実させます。

②緊急時における体制の整備

施策	概要
防災に関する情報提供の充実	災害に関する緊急情報や災害時の避難場所について地域住民に伝える情報提供体制を充実させます。
地域の防災活動への支援	緊急時のネットワークづくりや防災マップの周知等を行います。また、地域の自治会等を中心に実施する自主防災活動を支援します。
避難行動要支援者の支援体制の確立	災害時に自力での避難が困難な人たちを把握する避難行動要支援者名簿の見直しを1年に1回行うとともに、自治会、町内会、民生委員・児童委員による日常的な見守り活動を支援します。

第5章 計画の推進に向けて

1. 計画の点検・評価

計画の推進にあたっては、PDCAサイクルに基づく施策の進捗状況を検証し、改善する仕組みを確立し、効果的・効率的に計画を推進していきます。

2. 推進体制

計画の推進にあたっては、行政だけではなく、町民、ボランティア団体、地域組織、福祉サービス提供事業者、社会福祉協議会などと連携を図り、協働しながら計画を推進します。また、庁内においては、担当課だけではなく、関係各課で情報共有を図り、分野横断的な支援にも対応できる体制を構築します。

富士河口湖町 第2期 地域福祉計画

令和2年3月

富士河口湖町

富士河口湖町 福祉推進課 社会福祉係

〒401-0392 山梨県南都留郡富士河口湖町船津1700番地

TEL : 0555-72-6028

FAX : 0555-72-6027

<https://www.town.fujikawaguchiko.lg.jp/>